

意匠の類否判断における「物品の類否」 についての考察と提言

令和3年度意匠委員会第1部会

要 約

意匠の類否判断においては、「意匠に係る物品」が類似することが「意匠」が類似することの前提要件となっているが、近年の、物品の多機能化や、汎用的な部分のデザイン創作が多くみられる状況下では、必ずしも妥当でない場合があると考えられることから、意匠委員会において、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠（以下、部分意匠）の類否判断におけるその妥当性等について議論したので、これを紹介する。

目次

1. 令和元年度意匠法改正
2. 現行の意匠審査基準
3. 近年の審判決例
4. 最高裁判決
5. 我が国における「意匠」の変遷
6. 学説における整理・検討
7. 検討と考察
8. 最後に

1. 令和元年度意匠法改正

(1) 令和元年度意匠法改正において、それまでの物品に加えて、建築物、画像及び内装の意匠についても意匠登録が認められることとなり、また、物品、建築物及び内装の意匠がそれぞれ類似する可能性がある旨についても意匠審査基準（第Ⅲ部第2章第1節「2.2.2 類否判断の手法」⁽¹⁾）に明記された。

(2) また、意匠審査基準（第Ⅳ部 第1章 画像を含む意匠⁽²⁾）においては、画像の意匠に関して、物品から離れた画像自体の意匠は、当該画像が表示される物品等について参酌することなく、あらわされた画像の用途及び機能と形状等によって類否が判断される旨が規定され、物品から離れた画像自体の意匠と、物品等に表示された画像の意匠が類似する可能性がある旨（6.2.2 画像を含む意匠の類否判断手法）についても規定された。

2. 現行の意匠審査基準

(1) 物品、建築物及び内装の意匠については、それ

ぞれの意匠の用途及び機能が「人が一定時間を内部で過ごすものである」等として共通する場合に、類似する旨が規定されている。（第Ⅳ部第2章6.2.3等）⁽³⁾

(2) また、意匠審査基準の第Ⅲ部第2章第1節「2.2.2 類否判断の手法」において、「意匠は、物品等と形状等が一体不可分のものであるから、対比する両意匠の意匠に係る物品等が同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。」と記載されている。そして、「2.2.2.1 意匠の類否判断の観点」では、下記（ア）～（キ）までの観点が記載されており、（ア）で物品を非類似と判断すれば、形状等の判断をするまでもなく意匠として非類似である旨が規定されている。更に、「2.2.2.2 対比する両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能の認定及び類否判断」において、「意匠の類似は、対比する意匠同士の意匠に係る物品等の用途及び機能が同一又は類似であることを前提とする。」と規定され、この点は、「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合も同様であり」と明記されている。

2.2.2.1 意匠の類否判断の観点

審査官は、次の（ア）から（キ）の観点により、類否判断を行う。

（ア） 対比する両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能の認定及び類否判断（→2.2.2.2 参照）

（イ） 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合、当該部分における用途及び機能の共通点及び差異点の認定（→2.2.2.3 参照）

（ウ） 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠

の場合、当該部分の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定（→2.2.2.4 参照）

(エ) 対比する両意匠の形状等の認定（→2.2.2.5 参照）

(オ) 対比する両意匠の形状等の共通点及び差異点の認定（→2.2.2.5 参照）

(カ) 対比する両意匠の形状等の共通点及び差異点の個別評価（→2.2.2.6 参照）

(キ) 総合的な類否判断（→2.2.2.7 参照）

(3) すなわち、非類似の物品同士であれば、意匠登録を受けようとする部分が、同一・類似の形状等の部分意匠であっても類似しないのであり、「物品の類似」が「意匠の類似」の前提要件となっている。

3. 近年の審判決例

(1) 一方、当委員会において、物品の同一・類似に言及した審判例及び裁判例を調査したところ、以下のような、物品が非類似であると判断しつつ形態の類否を判断した事例が見つかった。（下線は何れも筆者による）

ア. 不服 2020-7924（「輸液パック」と「尿パック」（部分意匠））（不服 2020-7922、不服 2020-7923 も同旨）

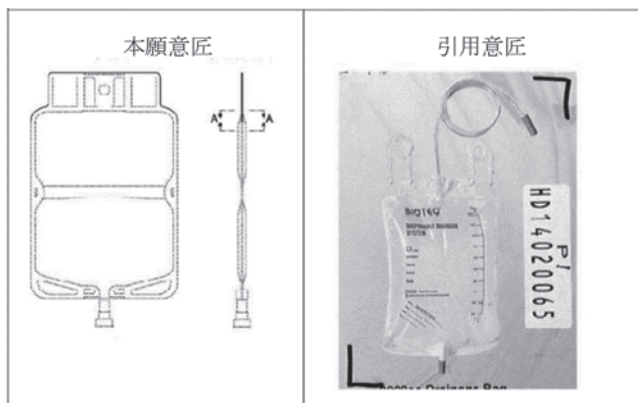


図1 事例アの本願意匠と引用意匠

審決において合議体は、「両意匠は、意匠に係る物品は非類似で、両部分の位置、大きさ及び範囲は同一であるが用途及び機能は非類似」と、両意匠の物品が非類似であると判断しつつ、「形態においても、共通点が未だ両部分の類否判断を決定付けるまでには至らないものであるのに対して、相違点が両部分の類否判断に与える影響は共通点のそれを凌駕しており、意匠全体として見た場合、両部分は、需要者に異なる美感を与えているというべきであるから、本願意匠は、引用意匠に類似するということとはできない。」と判断しており、審査基準における「物品等が同一又は類似で

なければ意匠の類似は生じない」との前提により非類似と結論するのではなく、形状等の類否も判断している。

イ. 不服 2019-12203（「飲料容器用ストロー」と「乳首」（部分意匠））

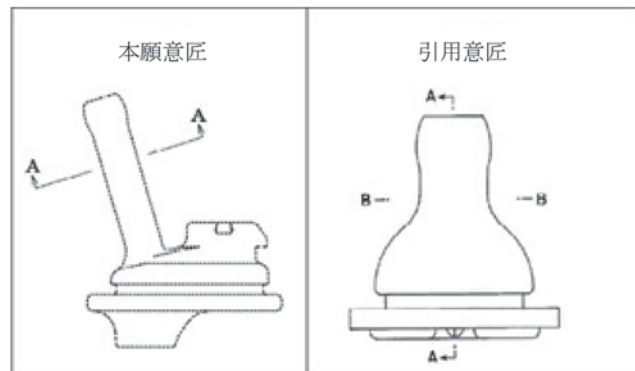


図2 事例イの本願意匠と引用意匠

審決において合議体は、「両意匠は、意匠に係る物品は非類似であり」と判断しつつ「形態においては、共通点が未だ両部分の類否判断を決定付けるまでには至らないものであるのに対して、相違点が両部分の類否判断に与える影響は共通点のそれを凌駕しており、意匠全体として見た場合、両部分は、需要者に異なる美感を与えているというべきであるから、本願意匠は、引用意匠に類似するということとはできない。」と判断しており、先の事例同様、審査基準の「物品等が同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない」との前提により非類似と結論するのではなく、形状等の類否も判断している。

ウ. 不服 2018-10134（「クッション材」と「生地」の芯地）（全体意匠）

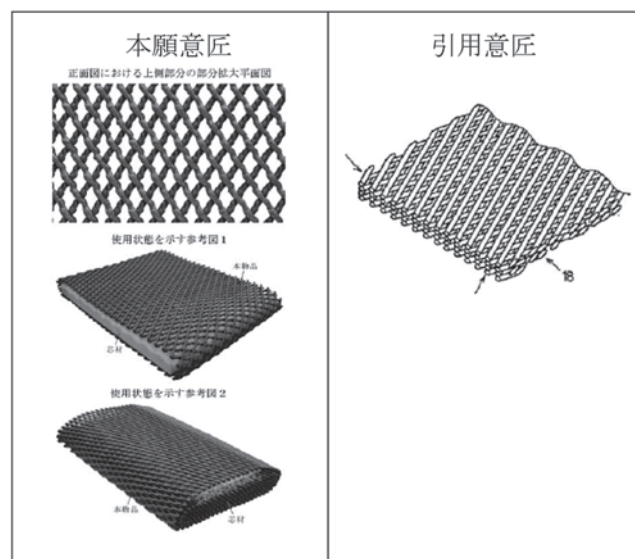


図3 事例ウの本願意匠と引用意匠

審決において合議体は、「両意匠は、意匠に係る物品が相違する上に、その形態においても類似しないものであるから、本願意匠は、引用意匠に類似しないものと認められる。」と判断しており、物品の類否に留まらず、形態の類否も判断している。

エ. 平成 30 年（行ケ）第 10181 号（審決取消訴訟）

（「検査用照明器具」と「タワー型ヒートシンク」（部分意匠））

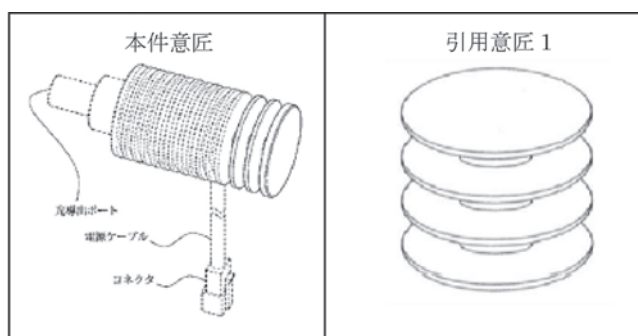


図 4 事例エの本願意匠と引用意匠 1

判決において裁判所は、「本願意匠の物品との間に同一性又は類似性はないが」と判断しつつ、「意匠登録の対象である本件実線部分が検査用照明器具のうち放熱機能を有する部材であることから、更に本願意匠と引用意匠 1 との共通点及び相違点を検討する。」として、物品が非類似と認定しつつも、本件登録意匠の意匠登録を受けようとする部分の位置と形態の相違を評価、判断している。

(2) これらの事例においては、例え意匠に係る物品の用途及び機能に相違点があっても物品が非類似であるとしても、直ちに意匠が非類似と判断することなく、当該部分の機能や形態を考慮したうえで意匠の類否を判断している。

(3) すなわち、これらの事例は、審査基準の規定（「物品」が非類似であれば、形状等を検討するまでもなく、「意匠」は非類似）とは異なった判断手法であると考えられる。

4. 最高裁判決

(1) 審査基準のように、意匠の類否を判断する前提として、物品の類否を判断する手法は、可撓伸縮ホース事件最高裁判決（最判昭 45（行ツ）45 号）における、次の判旨によるものである。「登録意匠にかかる物品と同一又は類似の物品につき一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠にも、及ぶ」

(2) 本判決は当然に尊重されるべきであるが、判決

がなされた当時から、経済状況、社会情勢は著しく変化している。また、技術の向上に伴う多機能物品や、異なる物品においても共通に使用可能な、汎用性の高い部分のデザインなど、当時想定されていなかった新たな意匠（デザイン）の出現や、更に、その後の部分意匠制度の導入など、多くの環境が変化している点には留意すべきであると考ええる。

(3) 特に、上記最高裁判決は、部分意匠導入前になされたものであることから、部分意匠についても当然にその射程に入るとするには無理があると考えられる。そして、部分意匠に関する類否を判断する際には、全体意匠と同じように物品の類否を前提とするのではなく、意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能により重点を置いて判断することの必要性が、上記審決及び判決の趣旨等からも見受けられると考える。

5. 我が国における「意匠」の変遷

(1) ここで、我が国における意匠制度について、その変遷における「物品」と「意匠」との関係に着目すると、明治 21 年の意匠条例から大正 10 年法までは、「物品」と「意匠」とは別個の概念とされており、「意匠を応用する物品」「意匠を現すべき物品」という概念であった。

(2) これは、当時手工芸が主流であって、金属加工技術は大型に関するものが多く、精密加工は発展途上で、さらに、樹脂成型技術はもとより、樹脂材料についても多くは開発されておらず、家電などほとんどなかった当時において、「意匠」とは、やや平面的な装飾的なものが多数であったことによるものと考えられる。

(3) また、大正 10 年法においては、「意匠」は主に図柄であり、「意匠を現すべき物品」として、例えば、次ページの図 5 に示すように「紙牌、包装紙、袋」を指定するようにされており、意匠は物品とは離れて存在しないものの、「意匠を現すべき物品」として複数物品を指定できた。

(4) 昭和 34 年法の制定時においては、物品から離れた模様のみを保護することについても検討されたが、最終的に、物品は意匠の構成要素とされ、意匠は物品と一体不可分なものとした。

(5) その後、現代に至るまでに、高度成長期、大量消費時代、第 2 次、第 3 次の産業革命、IT 革命等を経て、IoT/AI 等の第 4 次産業革命を迎え、「意匠」についても、産業（工業）の発達、経済環境、社会情



図5 意匠登録第80000号（大正10年法）

勢の変化に応じて、平面的なものから立体的なものに変化し、また、多機能化が進んだ物品の用途及び機能の要請による、汎用性の高い部分の形態の創作など、日々変化し続けているものである。

(6) デザイン面においても、アーツ・アンド・クラフト、アール・ヌーヴォー、バウハウス、アール・デコなど、様々な変遷を経て、インダストリアルデザインやプロダクトデザイン等においても多様なものが創作され、近年においては、物品から離れた画像においても盛んに創作がされ続けている。

(7) 意匠法も時代に即したものとするべく、平成10年改正によって部分意匠制度が導入され、平成18年改正によって、操作画像や、表示画像の意匠が保護対象に加えられ、その後平成28年の意匠審査基準の改定を経て、令和元年改正においては、物品から離れた画像自体の意匠や、建築物、内装の意匠などの空間デザインが保護対象に加えられた。

(8) このように、産業や社会構造、デザインの変化に対応するべく、意匠法についても変化がみられているものである。

6. 学説における整理・検討

(1) 次に、当委員会において、学説の観点からも意匠における物品の類否について検討したところ、学説においては、意匠の類否判断において物品の類似性が要求される根拠として、例えば、以下の3種類があげられている⁽⁴⁾。

1. 意匠の物品性から導かれる根拠
2. 混同説・需要説に基づく法目的から導かれる根拠
3. 政策的理由から導かれる根拠

(2) 上記1は前述の最高裁判決に基づくものであり、意匠は物品と一体不可分であるものとする考え方で、

2は混同説、需要説の主体である需要者の立場に立てば、市場で取引されるのは物品全体であることから、物品全体の類否を検討すべきである（部分意匠の場合であっても同様）とするもので、

3は、政策的立場に立てば、必ずしも物品全体を類否の前提にしなくても良いが、特に部分意匠の場合、権利の幅が細分化されることにより、権利侵害の予測可能性が低下することから、やはり物品全体が類否の対象となるというものである。

(3) 一方で、物品の類否を意匠の類否の前提としない考え方として、以下があげられる。

1. 混同説を採った場合、需要者が混同しない場合に意匠が類似しないといえは足りるため、意匠に係る物品が類似するか否かを前提とする必要はないとする考え方⁽⁵⁾。
2. 意匠の類似が、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて判断されるものであるならば、物品の類似性を意匠の類似性の前提要件として考えるべき理論的必然性はないとする考え方⁽⁶⁾。

(4) また、部分意匠においては、以下のような考え方が見られる。

1. 部分意匠を部品に近づけて考える立場
例えば、「独立説」：意匠登録を受けようとする部分以外の部分を問題としない⁽⁷⁾。
2. 部分意匠を全体意匠のバリエーションのように考える立場

例えば、「要部説」：意匠登録を受けようとする部分の位置関係等も参酌する⁽⁸⁾。

(5) 以上のように、学説においても、様々な検討が図られているが、何れも通説として確立したものは見られないと考えられる。

7. 検討と考察

(1) 以上より、令和元年度意匠法改正において画像や建築物等が意匠登録の対象となり、意匠審査基準では、例えば、物品から離れた画像自体の意匠と、物品に画像を含む意匠について、一部では互いに用途及び機能の類似性を認めており、また、物品と建築物や、物品と内装の類似を認める等、創作の特徴をより重視した運用が示されたものと理解でき、意匠の類否判断の基準として大きな変更が認められる。

(2) これは、これまで述べてきたように、産業や社会構造、デザインの変化への対応によるものと考えられるが、一方で、最高裁判決（可撓伸縮ホース事件）による物品の類似を前提とする意匠の類否判断手法は、物品の多機能化や、汎用的な部分のデザイン創作の発展に必ずしも対応しきれておらず、審決や判決においても、最高裁判決の手法に必ずしも沿っていない面があり、学説においても、統一的な解釈の合意形成には至っていないのが現状であると考えられる。

(3) すなわち、意匠の類否は、需要者に起こさせる美感に基づくという大前提に立てば、需要者の美に対する意識は時代の流れによって変わり得るものであり、物品が非類似であればいかなる場合も意匠は非類似であるというような画一的な判断は、特に部分意匠の類否判断においては妥当でない場面が、先に述べた審判決によって顕在化しつつあると考えられる。

(4) しかしながら、物品の類似性を全く考慮しないとする判断手法も実情に沿わない可能性が高く、また、意匠登録出願の願書には「意匠に係る物品」を記載することが規定され、登録意匠の範囲は、願書の記載等に基づく旨が規定されていることもあり、類否判断において「意匠に係る物品」の評価を軽視することは妥当とはいえない。その一方で、部分意匠における意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能を参酌することは、審査基準や多くの判例等からも妥当と考えられる。例えば、部分意匠においては、物品全体の用途及び機能も参酌しつつ、意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能の共通性に、より重点を置いて意匠の類否を検討するという審査基準とし、現行の審査基準における、物品が非類似であれば意匠は非類似である旨の判断手法や記載について再検討する時期にあると考える。

8. 最後に

本稿は、令和3年度の意匠委員会第1部会の以下のメンバーによって議論、検討されたものであり、意匠における「物品の類否」について、令和元年度の意匠法改正を機に、改めて深い議論ができたことについて、この場を借りて、先生方に感謝を申し上げます。

（文章作成 石井隆明、担当副委員長）

意匠委員会第1部会委員（登録番号順）

櫻木 信義、峯 唯夫、盛田 昌宏、五味 飛鳥、折居 章、茜ヶ久保 公二（委員長）今枝 弘充、梅澤 修、小田 晃寛、石井 隆明、伊藤 由里、齊藤 良平、上田 知恵、布施 哲也（担当副委員長）、徳永 弥生（担当副委員長）、後藤 克幸、福島 正憲

（注）

- (1) https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/document/index/isho-shinsakijun-03-02-01.pdf
- (2) https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/document/index/isho-shinsakijun-04-01.pdf
- (3) https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/document/index/isho-shinsakijun-04-02.pdf
- (4) 青木大也「部分意匠に係る意匠権の侵害について」『パテント 2015 Vol.68 No.9 66 頁 https://system.jpaa.or.jp/patents_files_old/201509/jpaapatent201509_063-070.pdf』
- (5) 清永利亮「意匠の類否」『裁判実務大系9』406 頁
- (6) 牧野利秋「意匠法の諸問題」『ジュリスト 1326号・93 頁』
- (7) 佐藤恵太「部分意匠の権利範囲に関する覚書」『知的財産と現代社会－牧野利秋判事退官記念 信山社、1999 年刊、第 692 頁』
- (8) 田村善之「知的財産法」『有斐閣、1999 年刊、312 頁』

（原稿受領 2022.7.21）